

学 校 感 染 症 に つ い て

学校保健安全法に定められた感染症にかかった場合、本人の休養と他人への蔓延、流行防止のため、定められた期間、出席停止（欠席扱いにしない）の措置をとることになっております。

お子様が感染症にかかっている疑いがある時は、医師の診察を受け、感染症とわかったら早急に学校へご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。（下記に主な感染症を載せています。）

学校感染症証明書			
和歌山市立木本小学校			
年		組	様
病名			
令和	年	月	日 初診
学校感染症のため、月 日より 月 日まで 休校（園・所）を必要としたことを認める。			
令和	年	月	日 医師

○学校感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を除く）と診断された場合、医師記入による証明書の提出をお願いいたします。学校に用意していますので、必要時ご連絡ください。また、学校のホームページからもダウンロードできますので、そちらもご活用ください。

○インフルエンザ・インフルエンザ様かぜと診断された場合、LINE 連絡帳等でご報告ください。その際、発症日（症状が出始めた日）・インフルエンザの型・出席停止期間等の記載をお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、証明書の提出の必要はありません。

主な学校感染症対象疾患と出席停止について

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで
流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

＊溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症などは、和歌山市では出席停止の対象としていません。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

		発症後最低 5 日は登校できません！						
	発症日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	11／1	11／2	11／3	11／4	11／5	11／6	11／7	11／8
症状軽快日に○					○	1日目	登校可能	
日にち	11／1	11／2	11／3	11／4	11／5	11／6	11／7	11／8
症状軽快日に○						○	1日目	登校可能
		症状軽快後、1日を過ぎるまでは登校できません！						

【インフルエンザの出席停止期間】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで

		発症後最低 5 日は登校できません！						
	発症日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	11／1	11／2	11／3	11／4	11／5	11／6	11／7	11／8
解熱日			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日目 以内なので 登校不可	登校可能	
日にち	11／1	11／2	11／3	11／4	11／5	11／6	11／7	11／8
解熱日					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能